

(公財)徳島県生活衛生営業指導センター
令和5年度事業計画書

1. 経営の相談指導事業

- (1) 指導センター（経営相談室）における相談指導
生活衛生営業に関する衛生施設の維持及び向上、並びに経営の近代化・合理化など健全化（衛生、金融、税務、経理、労務）について相談に応じ指導を行う。
- (2) 消費者・利用者の苦情処理相談
生活衛生営業に関する消費者・利用者の苦情を処理し、当該苦情に関し営業者及び組合に指導を行う。
- (3) 日本政策金融公庫の生衛業に対する融資指導
生活衛生同業組合員に対し、経営指導事業を金融面から補完し、店舗設備の改善・運転資金等により経営の健全化を図るよう指導する。
 - ① 生活衛生改善貸付の融資指導および事後指導
 - ② 振興事業貸付の融資指導
- (4) 日本政策金融公庫一般融資の推薦事務
未結成組合を含む生衛業者の一般融資申込みに対し、融資の推薦事務を行う。
- (5) 巡回指導による個別指導
県内の生衛営業者を巡回訪問して、経営の健全化について相談、指導を行う。
- (6) 経営特別相談員の助言・指導
特相員活動の地域における個別指導に対する助言を行い、その活動を援助する。
- (7) 地区生活衛生営業相談事業
地域に密着した営業相談室を開催し、生衛業の振興と経営の安定、業界の動向等について相談、指導を行い経営の健全化を図る。
- (8) 税務相談事業
指導センターで税務相談日を開設し、税理士による適正な税務申告について指導を行う。

2. 講習会、研修会等の開催

- (1) 組合員に対する経営特別講演会
生活衛生営業施設の改善向上及び経営の健全化を図るために経営特別講演会等を行う。
- (2) 生活衛生同業組合事務局担当者会議
各組合の事務担当者を対象に生衛業の経営、動向及び事務能率向上など相互連携を図るため、年1～2回の研修会を開催する。
- (3) 経営特別相談員に対する研修会
経営特別相談員を対象に事業計画の周知並びに経理、税務、経営、労務、融資制度等について年1～2回研修会を行い、知識の向上を図る。
- (4) 税務相談等に関する周知と研修会
各組合単位に仕組みと手続き、簿記等についての講習会を開催し、周知を図る。
なお、税に対する悩み、申告等について税理士による個人面接指導を行う。

3. 標準営業約款登録（Sマーク制度）の普及促進事業

理容、美容、クリーニング業、めん類飲食店営業、一般飲食店営業の標準営業約款登録の推進を図ると共に、標準営業約款制度を広く周知するため、未登録店に対する加入の働きかけを行うとともに、一般消費者に対してSマーク制度の啓発活動を行い、今後の生衛業のサービスの改善と技術の向上を図り、生衛業の健全経営に反映させる。

4. 振興計画の推進

各組合の令和5年度の振興計画に基づき事業の推進を図る。

5. 生衛業情報化整備事業

生衛業情報ネットワークシステムの各種機能を利用し、経営指導・相談に活用する。また、インターネットに指導センター・各組合の情報を載せて活動状況を広く周知する。

6. 生衛業の景気動向等調査事業

生衛業界の景気動向、設備投資動向等の定期的な調査や、経営上の諸問題に対する工夫事例の調査を行い、情報提供及び業務運営の一層の充実強化に資する。

その他、基礎資料を作成するために業界の経営の実態及び社会的経済的な諸条件について調査する。

7. 生衛業組織強化ならびに組合加入促進事業

各生衛組合の組織を強化するため、生衛業の振興と経営の安定など、組合と協議のうえ、積極的に組織強化を図る。また、生衛業者、消費者、利用者への諸資料を作成配布する。

8. クリーニング師の研修ならびに業務従事者の講習の開催

クリーニング業法により、クリーニング師の資質の向上と、クリーニング業務従事者の知識の修得及び技能の向上を図るため、県知事の指定に基づき実施する。

9. 生衛業健康・福祉対策推進事業

生衛業者が高齢者や障害者等に対して適切なサービスを提供するために必要な知識等を習得するとともに、衛生水準確保及び適正表示等の知識・技術の習得並びに地域活性化対策などの様々な課題の取組を行う。また、これらの取組を積極的に行う営業者等の情報を地域住民等に提供するなどにより、多くの国民が安心して快適に生衛業のサービスを利用できる環境を整備する。その他、地域社会の福祉の増進のための研修会、ボランティア活動、福祉活動（技術奉仕等）を行う。

10. 後継者育成支援事業

若年者の生衛業に対する職業観の向上及びそれによる生衛業への就業を促進し、生衛業界の後継者育成を図るため、インターンシップのモデル事業の実施及び事業結果の検証を行う。また、生衛業各店舗での就業体験を希望する高校生を受け入れるサポート事業を実施する。